

信用取引に関する説明書

この説明書を十分お読みいただいたうえ、信用取引を行ってください。

信用取引とは.....

信用取引は、お客様に一定の保証金（委託保証金）を当社に担保として差し入れていただき、売付けに必要な株券（ ）及び投資信託の受益証券（以下「株券等」と言います。）や買付けに必要な資金を当社からお客様にお貸しして売買を行っていただく取引です。なお、お貸しした株券等や資金は、あらかじめ定められた期限までに返済していただく必要があり、この期限を超えて信用取引を継続することはできません。

（ ） 株券...この説明書では株券を中心に説明しておりますが、優先出資証券、投資信託の受益証券及び投資証券につきましても、基本的に取扱いは同じです。

信用取引には、3つの種類があります。具体的には、証券取引所に上場している銘柄について、「制度信用取引」と「一般信用取引」の2種類があり、さらに、登録銘柄について、「登録銘柄の信用取引」がありますが、当社においては、「制度信用取引」のみとさせていただきますのでご了承ください。

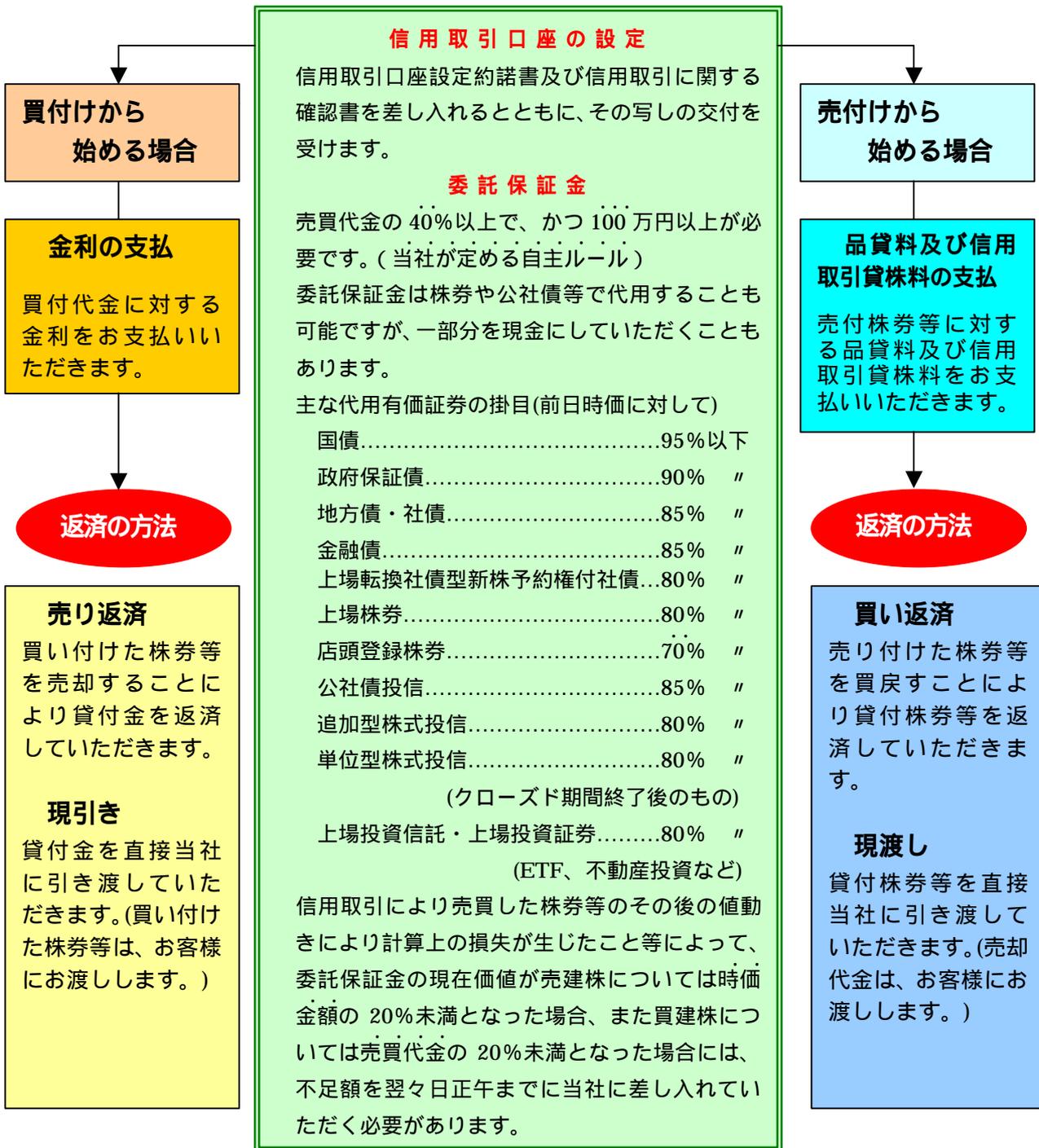
信用取引の利用が過度であると証券取引所または日本証券業協会が認める場合などには、委託保証金率の引上げなどの措置をとることがあります。

また、当社自身の判断によって、独自に信用取引の利用を制限する場合があります。

信用取引は、お客様の投資した資金に比べて大きな利益が期待できますが、その一方で価格の変動が予想と違った場合には、損失も大きくなります。したがって、信用取引を利用するときは、その仕組みをよく知り、お客様自身の判断と責任において行うようお願いいたします。

水戸証券株式会社

信用取引の基本的な流れ



注1 信用取引口座の開設にあたっては、一定の投資経験、知識、資力等が必要ですので、場合によっては、口座の開設に応じられないこともあります。

注2 金利の取扱いについては、お客様と当社との合意によって決定されますので、事前に当社にご確認ください。

注3 委託保証金率及び代用有価証券の掛目については、市場の動向等により変更されますので、委託の際に当社にご確認ください。

制度信用取引について

制度信用取引とは、証券取引所に上場している株券等を対象とし、品貸料及び返済期限等が証券取引所の規則により一律に決定されている信用取引です。また、制度信用取引によって行った売買の決済のために、当社は証券金融会社から売付株券等及び買付代金を証券取引所の決済機構を通じて借り入れること（貸借取引）ができます。

制度信用取引ができる銘柄は、株券のうち、証券取引所が決めた銘柄（制度信用銘柄）に限られます。なお、制度信用銘柄を対象とした買付けであれば、貸借取引により当社が買付代金を借り入れることは原則として可能ですが、売付株券を借り入れることができるのは、制度信用銘柄のうち、証券取引所が決めた銘柄（貸借銘柄）に限られます。

制度信用取引の返済期限は6か月と決められており、6か月を超えて制度信用取引を継続することはできません。

制度信用取引における金利は、お客様と当社との合意によって決定されることとなりますので、事前に当社にご確認ください。

また、貸借銘柄について、証券金融会社において株不足（貸借取引残高において貸株数が融資株数を上回った状態）が生じ、この株券を調達するための費用がかかった場合には、売り方は品貸料（いわゆる逆日歩）を支払い、買い方はこれを受け取ることとなります。

制度信用取引について売り方のお客様からお支払いいただく**信用取引貸株料**は、品貸料とは異なり、買い方のお客様がこれを受け取るものではありません。

なお、信用取引貸株料等の信用取引に係るコストについては、取引の開始の際に説明いたします。

制度信用取引によって売買している株券が、新株引受権又は株式分割等による株式を受ける権利が付与されたことにより**新株落ちとなったとき**は、証券取引所が定める権利処理価格の分を最初の売買値（約定値段）より引き下げて、売り方・買い方双方の不公平をなくします。また、配当金相当額については、その株式の配当金が確定したあと（通常、配当落ちの約3か月後）、配当落調整額を買い方は受け取り、売り方は支払うこととなります。

証券金融会社は、貸借銘柄について、株券の調達が困難となるおそれが生じた場合には、貸株利用につき注意を喚起することがあります。また、株券の調達が困難となった場合には、貸株利用の制限または停止の措置を行うことがあります。この場合には、制度信用取引による新規の売付けや、買付けた銘柄の売却・現引きによる返済ができないことがあったり、制約されたりすることがあります。

ぜひ注意していただきたいこと

信用取引口座を開設するには、「信用取引口座設定約諾書」に必要事項を記入のうえ、捺印して当社に差し入れてください。

信用取引に関する金銭・有価証券は、すべてこの口座を通して処理されます。

なお、約諾書については十分お読みいただき、その写しを保管してください。

信用取引で注文なさる際は、必ず「信用取引で」と明示してください。

信用取引で売買した株券が、その後の値動きで計算上大きな損失が出たり、委託保証金代用有価証券が値下がりして、委託保証金の率が 20%未満になったときは、不足額を翌々日正午までに差し入れていただきます。(場合によっては、委託保証金の率が 20%未満にならなくても追加保証金を差し入れていただくことがあります。)

証券取引所及び日本証券業協会は信用取引の過度の利用を未然に防止するため、日々公表銘柄制度を設け、日々公表銘柄に関するガイドラインに該当した銘柄を「日々公表銘柄」としてその信用取引残高を日々公表します。

信用取引の利用が過度であると証券取引所または日本証券業協会が認める場合には、委託保証金率の引上げ、信用取引の制限または禁止の措置等をとることがあります。(別紙 日々公表銘柄に関するガイドライン及び信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等に関するガイドライン参照)

お客様が当社に差し入れた委託保証金については、当社自身の財産とは分別して保管されております。従って、万一、当社の経営が破綻した場合等であっても、委託保証金については、当社に対する債務を完全に履行している限り返還を受けることが可能です。

これに対して、信用取引によって買い付けた株券及び信用取引によって株券を売り付けた場合の代金については、このような分別保管の対象とはなっておりません。従って、万一、当社の経営が破綻した場合等においては、売り返済・買い返済及び現引き・現渡しによる信用取引の返済ができなくなる可能性があります。このため、このような場合には、原則として、通常の返済方法に代え、証券取引所または日本証券業協会が定めた株価等をもって金銭により清算を行っていただくこととなります。この場合において、お客様の当社に対する金銭の支払請求権には一切優先的地位が与えられませんので、計算上利益が生じている場合であっても、これを受け取ることができない可能性があります。なお、当該債権は、投資者保護基金による補償対象にもなりませんので、あらかじめご承知おきください。

適格機関投資家(これに類する外国法人を含む。)が信用取引の売付けを行う場合及びそれ以外の投資家が行う信用取引の売付けのうち売付け 1 回あたりの数量が証券取引所又は日本証券業協会の定める売買単位の 50 倍を超える場合には、「有価証券の空売りに関する内閣府令」により価格規制を受けることとなりますので、注意してください。

以 上